

●旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律案

「国鉄改革のための基本的方針について」(昭和60年10月11日閣議決定)等に基づき、九州旅客鉄道株式会社を旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の適用対象から除外する等の措置を講ずる。

【背景・目的】

- ・JR各社のできる限り早期の完全民営化を累次の閣議決定で定めている
- ・JR九州については、上場可能な経営状況となっている
- ・JR九州の完全民営化により、地域の活性化・観光振興等の効果が期待されている

※現在、JR九州の株式については、鉄道・運輸機構が100%保有

「国鉄改革のための基本的方針について」(抄)
(昭和60年10月11日閣議決定)

旅客鉄道株式会社は、経営基盤の確立等条件が整い次第、逐次株式を処分し、できる限り早期に純民間会社とすることとする。

JR会社法の改正

株式売却
(H28年度を目途に実施)

JR九州の完全民営化

【改正内容】

JR九州のJR会社法からの適用除外

現行のJR会社法における国土交通大臣の認可事項

- ① 関連事業、社債募集、長期借入金
- ② 代表取締役、監査役の選任等
- ③ 毎年度の事業計画、重要財産の譲渡

撤廃

より機動的な事業経営により
地域の活性化・観光振興等
に寄与



ななつ星in九州



JR博多シティ

国鉄改革の趣旨を踏まえた事業経営の確保のための措置

1. 指針の策定等(平成13年における本州3社に対する措置と同内容)

(1) 国土交通大臣は、**JR九州が踏まえるべき事業経営の指針**を策定。

指針の概要

- ① 運賃制度等に関する他のJR会社との連携・協力の確保に関する事項
- ② 路線の適切な維持や駅施設の整備に当たっての利用者利便の確保に関する事項
- ③ 関連事業における中小企業者への配慮に関する事項

(2) 国土交通大臣は、上記指針を踏まえた事業経営を確保する必要があるときには、JR九州に対して**指導、助言**。

(3) 国土交通大臣は、JR九州が正当な理由がなくて指針に反する事業経営等を行ったときには、JR九州に対して**勧告、命令**。

2. JR九州の経営安定基金に関する措置

経営安定基金とは

経営環境が厳しい**JR九州の鉄道ネットワークの維持・向上を図るための収益調整措置**として設置(3,877億円)

本法案による措置

JR九州の**自主性を確保しつつ、経営安定基金が果たしている機能・目的を実質的に確保する観点から、長期安定的な収益性を有する他の資産への振替や、将来の鉄道ネットワークの維持・向上に必要な鉄道資産への投資に充当**

【具体的な取扱い】

- ① 九州新幹線貸付料の一括前払い
- ② 鉄道資産取得のために(独)鉄道・運輸機構から借り入れた無利子借入金の償還財源への振替
- ③ 鉄道ネットワークの維持・向上に必要な鉄道資産への振替